

0 情 個 第 1 3 号

平成31年1月24日

京丹後市長 三 崎 政 直 様

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小 西 清 茂

答申書の交付について

京丹後市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

諮問文書 平成30年11月5日付け0総務第2260号

事 件 名 公文書公開請求に対して、平成30年9月27日付け0総務第1809号-1により京丹後市長が行った公文書非公開決定についての審査請求

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 不服申立ての経緯

- (1) 本件の審査請求人●●●●氏（以下「審査請求人」という。）は、京丹後市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項に基づく公文書公開請求書を平成30年9月10日付けで実施機関に提出した。
- (2) 実施機関は審査請求人に対し、平成30年9月27日付0総務1809号-1により、条例第12条第2項に基づく公文書の非公開決定を通知（以下「公文書非公開決定通知書」という。）した。
- (3) 審査請求人は、平成30年10月22日付けで、公文書の非公開決定に対して不服申立てをなした。

第3 審査請求人による不服申立ての主たる理由

審査請求人の不服申立ての主たる理由は、広く流通している電話帳及び市販の住宅地図に掲載されている個人情報については、既に公になっていることから、公文書公開請求に対して非公開とする個人情報に該当しない。また、公文書公開請求書を提出するより前に行われた審査請求人と実施機関の職員との面会による協議の場において、当該公文書を目にしたことでその存在を知り、同時にその記載内容に疑問を感じたことから、当該公文書を市が非公開としたことについて不服があるというものである。

第4 実施機関による公文書非公開の理由説明

- (1) 本件における公文書公開請求の対象となる公文書は、審査請求人ではない第三者から収集した契約に類する文書であり、また、その記載内容は、業務を遂行する目的以外に利用又は提供することのできない個人に関する情報がほとんどであるため、条例第7条第1号に該当するものと判断し非公開とした。
- (2) 非公開の理由については「請求に係る公文書の内容を公開することにより、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人の住所、氏名、電話番号が記載されていること及び個人の印の印影を公にすることにより、悪用された場合、損害を被るなど不測の事態を生ずるおそれがあること並びに個人の権利利益を害するおそれがある住宅情報が含まれているため。」とし、公文書非公開決定通知書により審査請求人に通知した。

第5 審査会の判断

審査請求人の主張は、電話帳及び市販の住宅地図に掲載されている個人情報については、公文書公開請求に対して非公開とする個人情報に該当しない。また、審査請求人と実施機

関の職員との面会による協議の場で審査請求人が目にした公文書を非公開とした市の決定は誤りであるというものである。しかしながら、当該公文書は、審査請求人ではない第三者から市が収集した契約に類する文書であり、また、その記載内容は、実施機関が業務を遂行するために当該公文書を収集した目的以外に利用又は提供することのできない個人に関する情報がほとんどであると認められる。

以上のことから、当該公文書が条例第7条第1号に該当するものとして非公開の決定をした実施機関の判断は妥当であり、非公開の決定は誤りであるとする審査請求人の主張は認められない。

よって、審査請求人の主張には理由がないものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 審査の経過

本件諮問に係る審査の経過は、以下のとおりである。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年11月5日	諮問書・弁明書の受理
平成30年11月7日	審査請求人に意見書又は資料の提出及び口頭意見陳述の希望を照会
平成30年11月15日	審査請求人からの意見書及び口頭意見陳述の申立書を受理
平成30年11月22日	実施機関による概要説明 審議（第1回）
平成30年12月17日	審査請求人による口頭意見陳述 審議（第2回）
平成31年 1月23日	審議（第3回） 答申の検討
平成31年 1月24日	答申

第7 付言

本件処分は、条例の規定及び解釈に従い適正になされたものと認められる。しかしながら、実施機関が審査請求人に対して行った業務の説明等において、審査請求人に不信感を抱かせ、また、誤解を生む対応があったことが、本件に係る不服申立てになったものと考えられる。

今後、実施機関の業務遂行にあたっては、市民に不信感を抱かせ誤解を招くことのない丁寧な対応を心がけること、また、公文書及び個人情報についてより慎重な取扱いに配慮することにより、市民の理解を最大限得られるよう尽力されることを期待し、付言とする。